

令和4年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和5年3月27日（月）
午後2時00分～午後4時00分
- 会 場： 市役所第1・第2委員会室

【委員】（敬称略）

- | | |
|------------|---|
| 石渡 和実（会長） | 東洋英和女学院大学大学院 名誉教授
（識見を有する者） |
| 土井 満春（副会長） | 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者） |
| 佐々木 美知子 | 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 中山 恵子 | 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 寒川 吟子 | はらからの家福祉会 ピアサポーター
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 阿部 敏子 | 国分寺難病の会 副会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 成島 公美子 | 立川公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者） |
| 池田 みゆき | 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者） |
| 伊佐 素子 | 国分寺市地域活動支援センターつばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 矢部 賢司 | 国分寺市地域活動支援センター虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 毛塚 和英 | 国分寺市地域生活支援センターブラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 銀川 紀子 | 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者） |

高橋 順子 ハッピーテラス国分寺 管理者兼児童発達支援管理責任者
(市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)

倉下 美和子 東京都多摩立川保健所 地域保健推進第二担当 課長代理
(東京都多摩立川保健所の代表者)

山本 剛 東京都立武蔵台学園 主任教諭
(教育に関する機関の代表者)

長畑 達也 国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者
(市内の地域包括支援センターの代表者)

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長
(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

小野 政雄 国分寺市民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員
(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

石井 廣子 第二東京弁護士会 弁護士
(識見を有する者)

澤田 元織 高齢福祉課 課長(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長(市の職員)

大島 伸二 学校教育担当 課長(市の職員)

【当日欠席委員】 澤田 委員, 大島 委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長(横川 潔)

福祉部障害福祉課長(石丸 明子)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(小林 亜紀)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係 (佐藤 響紀)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任 (藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任(益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(大浦 志保)

司会・進行：石渡 和実(会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況，配付資料の確認，新規委員の紹介等

2. 議題

- (1) 地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について
(地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討)
- (2) 次年度の協議会のテーマについて
- (3) 各専門部会の今年度の活動報告と今後の取組について

3. 報告等

- (1) 国分寺市障害者基幹相談支援センター 令和4年度研修等実績について
- (2) 協議会ニュースレターNo.12の発行について

4. 情報提供等

- (1) 地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座

5. 事務連絡

- (1) 次年度の日程について

6. 閉会

次回開催：令和5年7月5日（水）9：30～12：00
場 所：cocobunji プラザ リオンホール A

【資料】（事前配付）

資料	1	国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
資料	2	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について
資料	3	今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況（案）
資料	4	令和5年度国分寺市障害者地域自立支援協議会のテーマについて（案）
資料	5	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動報告書
資料	6	国分寺市障害者基幹相談支援センター令和4年度研修等実績
資料	7	令和5年度国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール
参考資料	1	令和4年度国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会活動計画書

（周知・チラシ等）

- ・国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレターNo.12
- ・地域活動支援センターつばさ 市民福祉講座

【開会】

石渡会長： ただいまから、令和4年度第3回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。

それでは、事務局から出欠状況等の確認をお願いします。

事務局： 委員の出席状況の確認をさせていただきます。本日の自立支援協議会委員の出欠状況の確認ですが、澤田委員と大島委員は所用につき欠席の連絡がございましたのでご報告します。

続きまして、事前に配付している資料の確認ですが、事前の確認をお願いしていただきましたので、本日は省略させていただきます。不足等ありましたらお申し出ください。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いをご説明申し上げます。本協議会は、会議を原則として公開とし、資料及び議事録も原則として公開とさせていただきます。委員のご発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきますのでご了承ください。

議事の記録及び会議を円滑に進めるために、発言の際はマイクシステムのトークボタンを押して「所属」と「氏名」を述べていただき、その後ご発言をお願いします。発言が終わりましたら、同じくトークボタンをオフにしてください。

また、本日は傍聴の方も複数名おられますので、ご承知おきください。

石渡会長： 次に、自立支援協議会の委員変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和4年度自立支援協議会委員の変更について、資料1をご覧ください。

変更となった委員は、国分寺市民生委員・児童委員協議会、小野委員となります。新任委員の委嘱状は時間の都合上、机上配付しています。ご確認ください。

石渡会長： 新任で着任された小野委員に一言、自己紹介をお願いします。

小野委員： 国分寺市民生委員・児童委員の小野と申します。

民生委員は昨年11月までという約束で拝命していましたが、民生委員の定年が75歳まで延長になり、もう1期継続することになりました。どうぞよろしくをお願いします。

石渡会長： 小野委員、ありがとうございました。心強い限りです、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議題に入ります。まず、最初に「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」（地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討）ということで、事務局より説明をお願いします。

事務局： 「地域生活支援拠点等の更なる充実・強化について」説明します。本日は、論点が二つございます。一点目は、地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討すること、二点目はグループホーム、ピア国分寺を地域生活支援拠点等へ位置づけることの承認をいただきたいということになります。

最初に、資料2をご覧ください。国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、国分寺市障害福祉計画、障害児福祉計画において、平成30年度に位置づけた地域生活支援拠点等が有する機能をさらに充実させるため、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討をしますと規定しています。成果目標として、自立支援協議会において各年度に1回、運用状

況の検証及び検討を行うことにしていることから、昨年度と同様に第3回の本協議会において検証及び検討を実施します。

資料2は、前年度の資料を更新したもので、昨年7月に自立支援協議会の委員の更新がございましたので、改めて、資料の説明を一通りさせていただきます。資料2では、国が示す地域生活支援拠点の5つの機能それぞれについて、「国が示す機能」、「国分寺市の拠点機能」、「国分寺市の運用状況」、「課題」、「特記事項（令和4年度取組内容）」の順に記載しています。

まず、「国分寺市の拠点機能」は、資料3の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況の内容を落とし込んでいます。なお、今回、ピア国分寺を拠点に位置づけるにあたり、グループホームの内容を予定として追記しています。

次に、課題については事務局で把握している主な課題を挙げさせていただきました。また、今年度厚生労働省より、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証および検討の手引き」が示されたことから、そこに記載してある課題を追記させていただきました。なお、こちらについては記載されていない主な課題があればご意見をいただきたいと思っております。

最後に、特記事項については、令和4年度の取組内容を記載しています。本年度は、体験の機会・場の活用充実を優先テーマとして取り組んでまいりました。

体験の機会・場については、前回の自立支援協議会において進捗状況を報告していますので、その後、進捗があった点について説明します。まずは、黒丸の上から2番目、「体験利用に関する手続き及び報酬請求を容易にすることについての確認事項を作成」については、各会議体でご意見をいただきながら、修正を加えて、今月完成したところです。手続きの流れは、体験利用であっても、本利用と同様ですが、手続き及び報酬請求を容易にしたことで、その事業所への通所を前提としなくても、体験利用の実施や体験利用の期間を延長すること、また、体験利用でも通常の利用と同一の支援内容が実施されること等が期待されます。

次の黒丸については、ピア国分寺において、数週間から数カ月のミドルステイを実施することについて検討を進めており、このたび、ミドルステイの概要が固まり、来年度より実施する目途がたったことから、ピア国分寺を地域生活支援拠点に位置づけたく、ご承認いただきたいと思っております。

資料3は、ピア国分寺を新たに地域生活支援拠点に加えた際の案になります。ミドルステイの概要は、現在、運用している通過型グループホームの制度の枠内にて行うこと、国分寺市が援護を実施している方の優先枠を一名確保すること、家財は貸出しを行うことなどが決まっており、今後、詳細を詰める予定です。

時間の都合上、他の取組の説明は割愛させていただきます。体験の機会・場以外の4つの機能についても、資料に記載のとおりさまざまな取組を行いました。

以上が、説明となります。地域生活支援拠点等の運用状況及びピア国分寺を地域生活支援拠点に位置づけることについてご意見をよろしくお願ひします。

石渡会長：

ご説明、ありがとうございました。今、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討について」説明いただきました。さらに、ピア国分寺を新たに地域生活支援拠点に位置づけるにあたり、ピア国分寺を運営する、社会福祉法人はらかなの家福祉会の毛塚委員から、補足説明等をお願いいたします。

毛塚委員： ピア国分寺は、社会福祉法人はらからの家福社会の精神障害者を主に対応しているグループホームです。このたび体験の場・機会の提供として市の要請を受け、精神障害のある方、もしくは、当法人で対応できる障害のある方であることを要件として、ミドルステイという事業として、今回調整させていただきました。ここでは、ご家族から自立するなど、自宅から離れて一人暮らしを体験する方、もしくは、入院中の方で退院を見越して、地域での暮らしを体験する場として利用する方が対象となります。

具体的な手続きは、グループホームの一部屋を優先枠として設けます。ご利用時にスムーズに手続きいただけるように、市の障害福祉課と一緒に仕組みを考えているところです。今回、体験の場としては、家財道具を事前に揃えて、気軽に利用を開始いただければと思います。

詳細については、後日、改めてお知らせいたします。ぜひ、ご活用等を予定いただけたらと思います、よろしくをお願いします。

石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございました。ピア国分寺は、地域生活支援拠点として、主に精神障害の方の支援になります。今後、病院からの地域移行などもますます大事になってきますので、引き続きよろしくをお願いします。

それでは、地域生活支援拠点の今年度の状況等についてご報告をいただきましたが、この地域生活支援拠点との関連で委員の皆さまからご意見をお聞きしたいと思います。身体障害者福祉協会というお立場で、佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 体験の機会・場について取り組んでいただけていることは、身体障害者福祉協会としてもとても喜んでいきます。

国分寺市障害者センター（以下「障害者センター」という。）が、市民向けの講座を開催していますが、その会でも、石渡会長が以前も話された「緊急を緊急としない支援体制」が大事だということを確認したところでした。やはり、日頃から体験をしておかないと、いざという時にグループホームを利用することになっても、スムーズに利用ができないと思います。日頃から短期入所事業などを使っていることが大事だと思います。そのような体験の機会・場が増えるということに期待しています。

さらに、身体障害者が体験するためには、バリアフリーの施設の整備も必要となります。現状は、障害者センターだけが、バリアフリーで利用できる場所となっています。身体障害者の方がバリアフリーで利用できる場、宿泊体験できる施設をぜひ増やしてほしいと思います。

また、介護にあたる世話人に関しても、身体障害のある方の介護に慣れないスタッフが付く場合は、利用される当事者の方も不安がとって大きくなります。身体障害者の介護者育成もぜひよろしくお願いします。

地域生活支援拠点の検証に関しては、いまだに、入所施設はじめ、長期入院の方の地域移行がなかなか軌道にのらなくて、体験の機会・場や地域のサービスの数は増えても、なかなか利用が進んでいかないという現状があります。私としても、支援が必要な方の背中をもう少し押したいと思っています。

厚生労働省によると、地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、主な機能

は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱とするとのことです。

国分寺市には、障害者の大規模な入所施設がありません。知的障害のある方は、都外の入所施設で暮らす方もおります。さらに、市内に入院可能な精神科病院はなく、精神障害のある方も、他市の精神科病院に何十年も入院されている方もいると聞いています。

前の会議でも申し上げたのですが、介護保険の認定を受けられる対象として、特定疾病（16種類）の診断名がつく40歳から64歳の方も該当します。厚生労働省によると、特定疾病とは、「心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病である。」とされています。さらに、その要件とは、「1）65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳以上65歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率（類似の指標を含む。）等について加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの。2）3カ月から6カ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病。」とあります。

脳血管疾患や脊髄小脳変性症という診断名がついた方たちは、高齢に伴う特定疾病ということで介護保険サービスが優先されるので、その方たちが、介護保険の入所施設に入所しているという実態があります。

今後、その方たちをどのように地域に戻すのか、果たして地域に戻ってきているのか、私自身もどのように検証ができるのかわからないのですが、その検証をしていただきたいと思います。

最後に、「体験の機会・場」の制度として、身体障害のある方の自立訓練事業（機能訓練）のプログラムが、障害者センターのはばたきに用意されています。体験の機会・場としては、当プログラムが有効だと考えます。自立訓練事業（機能訓練）は、18カ月利用後は、次の事業所に移行するという制度です。身体障害者福祉協会にも、この自立訓練事業（機能訓練）を卒業された方が多く加入されていますが、この自立訓練事業（機能訓練）はばたきでの機会が無ければ、今もバスに乗り、自分で外に出ることができなかつたと話す方が何人かおられます。今後も、この自立訓練事業（機能訓練）を利用して、生活の幅を広げるために活かしていただきたいと思います。

石渡会長： 佐々木委員、丁寧なご意見をいただきありがとうございます。

それでは続いて、知的障害のある方について、国分寺市手をつなぐ親の会の中山委員に発言をお願いします。

中山委員： ピア国分寺が地域生活支援拠点に位置付けられる方向であることは、体験の機会・場が増えて大変喜ばしく思います。短期入所利用で親と離れて、支援者や仲間との生活を体験することは、その後のグループホームでの生活に活かせることも多くあると思います。親の会の会員からは、ショートステイを利用して、本人も泊まることを楽しみにしている様子があり、今後、体験型のショートステイの利用も考えてはいますが、本人がその場所を気に入ったとしても、必ずそこに入

居できるわけではないし、実際、いつグループホームに入居できるのか見通しが
ないところで、どのように体験を重ねるのが良いのかわからない、という声が聞
かれています。

知的障害や自閉症のある方にとって、体験を積み重ねることはとても大切なこ
とですが、実際に入居する場所が、体験した場所とは違うとなると、体験したこ
とと全く異なる場所のように感じて、体験したことが活かさないこともあると思
います。実際に、入居できるグループホームで、本人にとって必要と思われる期
間、一通り体験できることが一番望ましいと思います。

市内にはグループホームが数多く設立されましたが、重度の知的障害者や自閉
症、強度行動障害のある方が入居できるグループホームの空きは、現在ありませ
ん。今後、新たなグループホームが増設される予定もない状況の中、保護者は、
空きが出たらすぐに入居を決めなくてはと焦り、入居前にじっくり体験する期間
を設けることに思いが至らないことも考えられます。相談支援専門員が中心にな
り、本人のアセスメントを行い、グループホームの事業所の支援者にも、ご理解
いただき、入居に向けてのステップを考えていただけるようになるとうれしく思
います。

親と離れて生活を体験する場として、ショートステイを利用するために、申し
込んだが、抽選で外れてしまって諦めたところ、他の事業所のショートステイが
空いていたことが後でわかった、ということを知り、ということを知り、親も複数の
事業所と契約するなど、できることはしていると思いますが、市内のショートス
テイの空き状況を一括で確認できると、とても使いやすくなると思います。

石渡会長：

中山委員、丁寧ありがとうございます。やはり、体験の場と実際に入居する
場所が違うというお話、重度の知的障害や自閉症のある方のグループホームが、
まだまだ少ない。ショートステイも希望した日程で利用できないという課題の提
起もいただきました。

それでは、社会福祉法人はらからの家福社会でピアサポーターとして、多岐に
わたる活躍をしておられる寒川委員にお願いします。

寒川委員：

私からは緊急時の受入れ対応についてと体験の機会・場の二点について、それ
からピアサポーターについての発言をさせていただければと思います。そして、
最後に一つお願いを聞いていただけたらと思っています。幾つか発言内容があり
ますができるだけ簡潔にまとめてきたので、聞いていただけたらうれしいです。

最初に、緊急時の受入れ対応についてですが、緊急を要することが起きた時
に、利用者の方にとって何が最良なのかを考えながら見極めるには、医療と福祉
の連携が取られていることが多いと思います。場合によって、医療側の視点が強
くなることもあると思いますが、精神障害を持つ人たちが安易な入院を避けられ
るような取組を行い、医療の実態に引っ張られて、軽々しい入院になることは避
けていただきたいと思っています。国分寺市では、このような入院を避けるため
に、支援者の皆さまが日頃から利用者の方との関係を良好に保っていただけてい
たり、医療と福祉が話し合う機会を持つことを大切にされていたり、また福祉側
から医療側への働きかけを行い、医療側にも地域のことを知ってもらえるような
働きかけを行っているとの報告を聞かせていただき、とてもうれしく心強く感じ

ています。

このような支援体制が整ってきているなかでも、私には心配なことがあります。それは、精神障害を持つ人たちを支える周りの方にとって、時には支援や介護がとても大変になることがあると思います。そのなかで入院が決まったとしたら、もしかしたら、支援者が、ほっとすると感じることもあるかもしれません。しかし、それでは医療に依存していることになり、精神障害のある人たちを地域で支え、安心した生活を送ることができる体制がなされていないことになってしまいます。私たちにとっては、安易な入院がきっかけで、周りとの信頼関係が途切れてしまうこともあります。そして、その入院から長期入院になってしまう恐れがあります。

2020年度の厚生労働省が行った630調査では、全国での入院患者のうち、1年以上の長期入院患者数は、全体の6割を占めているという報告がありますので、決して大げさな話ではないと思っています。最近、各地で起きている精神科病院での虐待事件では、閉鎖された場所で、所持品や情報がほとんど得られない環境下での人たち（入院患者）がターゲットになっていると感じており、決して逃れられない場での暴行は、想像を絶するものです。

私は、自身の入院経験があったり、ピアサポーターとして病院訪問も行っていましたので、こういった事件の情報を見ると、これまでお会いした全ての患者さんがとても心配になったり、自分の身にも同じことがあるのではないかと不安になります。障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）にも書いてあるように、精神障害を持つ方が地域で暮らすことがあたり前になっています。これからも地域で暮らす権利が脅かされることがないよう、ご支援とご対応を心から願います。

それに加えて、緊急時には、施設へ受け入れることが強調されやすいですが、支援者の方が現場に行き、緊急対応を行うこともできると思います。八王子市では、このような派遣型のアウトリーチ活動を行っているという報告があります。国分寺市でも、ご検討いただきますようお願いいたします。アウトリーチ活動の要望は、昨年、家族会からも求められています。

二つ目の体験の機会・場については、体験の機会や場について、ご家族からの自立に向けた場のほかにも、退院支援が進んでいけるように、退院準備の機会を持つ場所が増えると良いと思っています。そのためには体験の機会・場を今後増やしていただけるようお願いいたします。

また、体験の機会・場は、ショートステイやグループホームだけではなく、入院中の方にとっては、退院後の居場所や活動場所を見据えていくことも、とても重要なこととなります。市内のさつき共同作業所では、作業所利用を入院中から使えるように取り組んでいますので、このような体制づくりを他の事業所にもお願いしたいと思っています。

昨年の私の話になりますが、6年ほど前に地域移行支援で訪問していた病院でお会いした、今は退院されている患者さんとお会いする機会がありました。その方は、精神障害のほか知的障害もある方でした。退院後は、地域の精神障害のある方が通所される作業所等を利用していましたが、その後、知的障害のある方

が働く作業所に通所し、グループホームにも入所をしたとのことで、現在も、毎日作業所でお仕事をされ、休日はお買い物に行くなどして、楽しく過ごしておられると聞きました。お薬もとても少なくなったと教えていただきました。いつもニコニコしていて、お話も聞き上手だったので、お話を聞くまではそんな経緯があったとは考えてもみませんでした。恐らく、ご苦労もあったと思います。それは、私が何も学んでいなかったからだと反省をしました。退院に向けての場が、その方に合ったところを選べるようにしていただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

入院時から、まちでの暮らしを取り戻し、そして暮らし続けるために、ピアサポーターの助力を得ることはとても大切なことだと思っています。というのも、ピアサポーターは、自身の体験を専門としていますので、患者さんや当事者の方の気持ちに寄り添い伴走することで、ご本人の回復の手助けになります。特に、退院支援では、患者さんが一人になってしまいますので、心の揺らぎを受け止める役割として、ピアの活用は必須だと思っています。

さらに、地域で直接関わりを持って、支援者の方と共に活動にあたることができたら、当事者の方にとって手厚く、繊細な関わりを持った支援が叶うと思います。ピアカウンセラーなど、一対一で丁寧に取り組み、共感を持って、ありのままの自分でいられる関わりを持つことも、とても有効な支援になると思っていますので、ピアサポーターやピアカウンセラーの配置についても前向きなご検討をどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、一つお願いがあります。昨年度から、精神保健福祉部会の地域移行等支援連絡会で取り組んでいただいている退院意欲喚起のためのツール作成で、「意欲喚起」という言葉の部分がありますが、退院意欲を持つのは患者さんだけでなく、国や病院、地域社会に向けても持っていただきたいので、ぜひ「退院支援意欲喚起」と書いていただけましたらうれしいです。これからも入院患者さんのさまざまな不安の声に対応していただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。長くなりましたが、聞いていただきありがとうございます。

石渡会長：

寒川委員、大事なお指摘、ご自分の体験も含めてありがとうございます。

特に、精神科の病院の入院に関しては、今年2月末に発覚した八王子市にある滝山病院の虐待報道から、いろいろなご意見をいただき、それぞれの動きも出てきていると思います。こういう時にこそ、ピアサポーターの方の活躍はとても大きいと感じています。それから、最後にご提案された「意欲喚起」という名称を、「退院支援意欲喚起」に変えて、もう少し広げた視点で、というご提案もいただきました。考えさせられるご意見をありがとうございます。

それでは、難病の会のお立場で阿部委員、発言をお願いします。

阿部委員：

難病の会からは、前回の会議でも申し上げましたが、昨年度、メディアでも報じられました、「難病患者に 2024 年度にも“登録者証”発行」に関して、現時点では、まだ決定ではないと思うのですが、会員の皆さまは、障害福祉サービスについても開かれる門戸があると発行を期待していると思います。

難病の会では、特に、事業所のことや、障害者ということでの問題点は、会員の中ではさほど見られませんでした。

私自身で、「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」について、自分なりに考えてきました。

資料の2, 3で新たに体験の機会・場が、グループホーム（ピア国分寺）においてミドルステイを実施し、地域生活支援拠点等に位置付けることに関しては、当事者と家族の方にとっては、一つ前進し明かりが見えてきたように思いました。これは、ぜひ進めていただきたいことです。資料3にて、先ほど説明があったように、「国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況（案）」に、共同生活援助（グループホーム）として、ピア国分寺が追加されることは、当事者の方にとっては、非常に心強い後押しになるだろうと思いました。

前回の当会議にて、「体験の機会・場の活用・充実の進捗状況」の説明において、「各通所事業所で行っている体験利用は、各事業所のボランティア扱いとなり、事業所が報酬を得られていない現状があり、報酬化することを意見としていただきました。そこで、さまざまな会議で意見をいただきながら事業所が報酬を得られる仕組みづくりを進めています。事業所が報酬を得られることで、その事業所への通所を前提としない体験利用の実施や、体験利用の期間を延長すること、また、体験利用でも通常の利用と同一の支援内容が実施されること等が期待されます。」とありました。

今回の「体験利用に関する手続き及び報酬請求を容易にすることについての確認事項を作成」に関しての説明でも、「手続きの流れは、体験利用であっても、本利用と同様ですが、手続き及び報酬請求を容易にしたことで、その事業所への通所を前提としない体験利用の実施や体験利用の期間を延長すること、体験利用でも通常の利用と同一の支援内容が実施されること等が期待されます。」とありました。これは当事者たちにとっては、非常にうれしいことであり、難病の会がこのような体験の機会・場が得られれば、ぜひ進めていきたいと思っています。

さて、ここまで話していて、少し疑問に思ったことがあります。具体的な報酬の金額は、事業所によって違うのか、まだそこまでは検討されていないということでしょうか。

石渡会長： この報酬について、事務局よりお願いします。

事務局： 報酬については、国で統一した単価がございますので、全事業所、同じ報酬単価となります。

阿部委員： わかりました。もう一つあります。受け入れてくれる事業所も大変だと思います。ミドルステイに関しても同様ですが、体験の機会・場の事業所としても大変ではないかという印象を持ちました。ミドルステイのために、職員の人員を増やす予定はあるでしょうか。

事務局： 基本的には、当該法人のグループホームの部屋の増設ではなく、既存のグループホームの居室の一つをミドルステイとして、市民優先枠にするということで進めています。

阿部委員： つまり、グループホームに入居する方が、一名減るということでしょうか。

毛塚委員： ご質問をありがとうございます。興味を持っていただき、うれしいです。

事務局から説明があったように、グループホームとして、共同生活援助の枠でミドルステイを行うので、グループホームの居室数としても変わらず、つまり、

利用の回転率が上がるということで、これまでは、お一人、2年もしくは3年間の利用でしたが、体験の機会・場として、1室を3カ月で運用していくので、実質の利用人数は変わらず、言い方が適切かわかりませんが、回転率が上がるということになります。

阿部委員： ありがとうございます。最後に、ショートステイ、ミドルステイ、それからグループホームという一連の過程の中で、地域での自立支援ということは、非常に素晴らしいことだと思います。

それから、先ほど申し上げた体験の機会・場ということでは、その後に自立への就労につながるということでは、非常に良い方向であろうと、専門部会の頑張りをうれしく思います。難病の会でも、これから多様な障害がある方に関わりながら、精神障害者や知的障害者の会などに、難病の会がなかなか関わりを持ってない部分があるので、少しずつでもその中へ入って行けるような機会があれば良いと思っています。

石渡会長： 阿部委員、いろいろなご指摘をありがとうございました。難病の会としてもこれからいろいろ利用できるよう、そんな工夫もまたしていただけるということで、引き続き、よろしくお願いします。

今、各障害分野から、この体験型グループホームのミドルステイの利用ということについて、ご意見をいただきました。ここで、自立支援協議会の副会長であり、事業所を運営するお立場でもある土井副会長に発言をお願いします。

土井副会長： 私も各部会等に携わりながら、国分寺市の地域生活支援拠点等の整備状況が整い、その機能が少しずつ充実してきたな、とその厚みを実感しています。特に、市内9カ所の相談支援事業所、その後、4カ所の短期入所事業所が加わったことにより、セーフティネットの面的として、そして、広報、連絡、相談といった点は、非常にコミュニケーションが取りやすくなっていると思います。

まず、この会議でも話がよく出てくる緊急時の受入れについて、国分寺市には「緊急入所保護事業」があり、市の障害福祉課と国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）が中心となって、受入れを調整して、市内の各短期入所事業所が協力するという連携体制を取っています。

新型コロナウイルスの感染症の感染ピークになった際に、支援者側もどうなるのかという不安の中でも、支援の歩みは止められません。例えば、ご家族が感染して、障害のあるお子さまを家族が介護できない場合でも、国分寺市では、ご本人を「緊急入所保護事業」として受入れを速やかに実施できたという実績もございます。やはり、地域生活支援拠点が地域における生活の安心感を担保する機能というものが非常に大事なことになります。そのような役割を少しずつではありますが、国分寺市は果たしていることを評価できると思います。

ただし、寒川委員が言及されたことで、他の市区町村によっては、こういった緊急時の派遣型のアウトリーチ活動が制度化されて実施している自治体もあります。国分寺市も、柔軟に対応していただいているところですが、精神障害のある方だけではなくて、自閉スペクトラム症の方や、急な環境の変化で大変に困ってしまう方もあり、その場合、住み慣れた自宅に駆けつけてくれるほうが、より安心して暮らせる。そのことは、先ほど寒川委員のご意見を聞いて、そのとおりだ

と思いましたが、今後そういった検討も必要になると考えています。

今回、ピア国分寺を新たに地域生活支援拠点に位置づけるという提案をいただきました。既存の短期入所4カ所に、さらに、ピア国分寺の機能が加わることで、体験の機会というものの方が非常に前進すると考えています。短期入所4カ所も体験の機会という機能を担う場です。親元を離れて一人で一晩過ごしてみる、二泊三日してみる、そこで、買い物や調理、洗濯や掃除等、そういった体験も可能です。短期入所では、緊急時の受入れやレスパイトが目的となるご利用が当然ありますので、体験的な利用は、名前のとおり短期的、あるいは断続的になってしまふことも否めません。

中山委員からグループホームについての話もありましたが、既存のグループホームでも、国の制度に基づく体験利用が、連続30日、年間50日利用できます。これは制度的に可能ということで、これは、グループホームに空室があることが前提になります。また、この体験利用は、当該グループホームの利用を前提として、アセスメント、マッチングを行うといった活用的一方、利用を前提にすると、それが逆に、グループホームの入居へのつまずきとなることもあります。

先ほど、ピア国分寺のご提案は、完全な体験型として、それが1カ月から3カ月単位でミドルステイの暮らしを体験できるということです。ある意味で、地域での暮らしをじっくりと体験できる場になるのだと思います。つまり、グループホームの入居体験というよりも、まさに、地域で暮らしていく体験に近いのだと思います。

私の想定ですが、例えば、ミドルステイ中に、居宅サービスのヘルパーや訪問看護等の制度を導入して、訪問診療や訪問看護を利用しながら、地域で暮らしていくためのシミュレーションの他、先ほどからお話いただいている退院後の単身生活への地域移行、あるいは8050問題等では、家族関係でいろいろ課題を抱えている方が、一定期間、最初は短期入所で一泊二日から二泊三日、ミドルで1カ月、2カ月とステップアップすることは、これは他ではなかなか経験ができません。つまり、既存の短期入所や一般的なグループホームではできないような機能というのをこのピア国分寺は提供可能ではないかと思っています。

もちろん、全ての対応に應えることは難しいですし、受入れできる人数も限られています。今の国分寺市における地域生活支援拠点等である相談支援事業所9カ所、4カ所の短期入所、それにピア国分寺が加わって、さらに地域活動支援センターなど、通所のさまざまな事業所が、先ほどの報酬のことでもお話したように、利用を前提としないような体験でも、社会資源として積極的に受け入れるような体制が徐々に整ってくれば、非常に市民の皆さま、障害当事者の皆さま、ご家族の皆さまの期待に應えられるようになるのではないかと、私としても、ぜひピア国分寺の地域生活支援拠点等への位置づけというのは進めていただきたいと考えています。

石渡会長：

土井副会長、ありがとうございました。今の土井副会長の意見から、いろいろなことを気づかされましたし、やはり、このピア国分寺がミドルステイをやるということは、国分寺市の障害福祉サービスに、また新しい選択肢が増えて、可能性が広がるということも感じました。

ここまで、各委員の方、特に利用される立場の方からご意見をお聞きしましたが、この件について何かご質問、ご意見がある他の委員はございますか。

事務局から、介護施設に入居されている方の状況等、補足の説明がありましたら、いただけますでしょうか。

事務局：

近年、国分寺市内のグループホーム数は、増え続けている状況です。お話にもあったように、バリアフリーのグループホームの数が少ないことは、課題として認識しています。こちらについては、引き続き事業者の方への呼びかけを行っていきます。

現在、重度障害のある方を対象とするグループホームの開設に向けて、障害者団体の方にも加わっていただいて、事業者等との検討会議も開催しているところです。こちらのついては、引き続き取り組んでまいります。

また、短期入所については、利用者から短期入所を使いたい時に、すぐに使えないというご意見をいただいています。一方で、事業者の方からは、コロナ禍で利用率が下がったままで、経営的になかなか難しいというお声もいただいています。ここについては、利用のマッチングが課題だと捉えています。来年度は、短期入所事業所を体験の機会・場として、その利用促進を目的に、自立支援協議会のニュースレター等で周知することを予定しています。

また、障害者センター内の自立訓練事業はばたきには、ご指摘のとおり、現在、身体の「機能訓練」と生活に必要な技能を身に付ける「生活訓練」があり、身体障害のある方を対象とする機能訓練は、市内では、障害者センター「自立訓練事業（機能訓練）はばたき」でのみ実施しています。ただし、そちらの事業についても利用率が少し低迷していて、市内の事業所が増えるという状況ではありません。自立訓練事業はばたきで、今後の利用率が上がるように、オンラインで説明会を開催するほか、介護保険の事業者の方や病院関係者、相談支援専門員にも積極的に周知を行って連携して取り組みたいと思います。必要な方が必要な支援を受けられるように取り組んでまいります。

石渡会長：

ご説明ありがとうございました。ピア国分寺を地域生活支援拠点の一つにするということでご意見をいただきました。障害のある方のこれからの地域生活を広げるということについて、多くのヒントをいただけて、ありがとうございます。

今日の議論も踏まえて、またこれからさらに、ということも視野に入れながら、この自立支援協議会としては、ピア国分寺を地域生活支援拠点に位置づけるということを確認していただけるでしょうか。ありがとうございました。

それでは、社会福祉法人はらからの家福社会には、いろいろご苦勞をおかけすると思います。委員の皆さまも多々ご協力をしてくださると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ピア国分寺を地域生活支援拠点にということを確認をしていただきました。

ここまで、大事なご意見を数多くいただきましたが、次の議題、令和5年度の自立支援協議会のテーマについて、事務局からお願いします。

事務局：

資料4をご覧ください。過日、副会長及び各専門部会長に出席いただき、事務局会議を開催し、ここでの協議を踏まえて、令和5年度の自立支援協議会のテーマを「障害福祉計画等の策定等を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検

討」とさせていただきたいと考えています。

「障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画の期間となりますが、「障害者計画実施計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画の期間となっており、令和6年度からの新たな計画の策定を進めているところです。「障害者計画実施計画」は、「障害者計画」に基づき、市の障害者施策について具体的な取組を定めることにより、「障害者計画」を推進することを目的としています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、サービスの提供体制の確保等について定める計画です。現在の策定の進捗状況は、障害当事者の方へのアンケート調査や関係団体、自立支援協議会の専門部会及び作業部会へのヒアリングを実施したところです。計画の検討体制につきましては、国分寺市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）が計画策定の主たる協議会ですが、自立支援協議会においても、「障害者計画」等の策定を意識しながら、課題の解決につながる具体的な取組の検討を行い、計画策定に向けて施策推進協議会との連携を密に図ってまいりたいと考えています。

以上のことから、来年度はこのテーマでご了承いただきますよう、ご協議のほどよろしく申し上げます。

石渡会長： 本自立支援協議会の令和5年度のテーマとして、「障害福祉計画等の策定を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検討」ということでご提案をいただきました。そこで、銀川委員に、この件でご意見をいただきたいと思います。

銀川委員： 各専門部会にて検討されるさまざまな協議事項の全ては、障害福祉計画等に通じていくと考えます。それぞれ検討された地域課題や解決への提案が一つでも多く、障害福祉計画等の中に取り入れていただけるのであれば、大変に良いテーマだと考えます。

石渡会長： 銀川委員からは、本自立支援協議会を通じて、いろいろな地域課題を見つけ、その解決策を検討すること、それ自体を計画策定の項目に位置づけていただいた場合は、行政の施策として反映できることになるので、ぜひこのテーマで、というご意見をいただきました。

このテーマについて、他の委員の方、ご意見・質問も含めてご発言をいただきたいと思います。委員の皆さま、うんうんと頷いてくださっています。自立支援協議会としては、以前も、障害福祉計画等との関係をテーマに取り上げて、成果を出したという実績もありますことから、このテーマに決定するというところでよろしいでしょうか。はい、では、令和5年度のテーマは、「障害福祉計画等の策定を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検討」で決定します。本自立支援協議会での議論をぜひ次期計画に活かしていただけるような検討が、来年度できたらと思いますので、どうぞまたよろしく申し上げます。

それでは、議題の二番目については以上で終了します。次の議題は、各専門部会の令和4年度の活動報告と今後の取組について、まず、相談支援部会の伊佐委員からお願いします。

伊佐委員： 令和4年度の相談支援部会の年間活動報告書は、資料5の2、3ページをご覧ください。今年度の主な取組としては、1.「災害対策に関する取組の検討」、

2. 「緊急を緊急にしないための取組に関する検討」、3. 「地域生活支援拠点における『体験の機会・場』の取組について検討」の3点です。部会の開催は、全3回で、5月、9月、2月に部会を開催して検討してまいりました。

一つ目の「災害対策に関する取組」については、市の防災対策を把握することから開始しました。特に、災害の発生時における安否確認システムの「避難行動要支援者登録制度」の内容を確認し、市のホームページから得られる防災に関する情報を集めるなかで、これらの情報のアクセスのしやすさについての意見交換も行いました。また、近年の防災対策についての考え方も自宅を避難場所とする「在宅避難」や「自助」、「共助」の推進へと変化しており、障害者の方が普段からどこまで備えているかを支援者が知ることの課題が見えてきました。

今後は、相談支援を担当する相談支援専門員が、自分の担当する利用者が、「避難行動要支援者登録制度」のリストに搭載されているか、そのことをご自身が認識しているのか、また、災害発生から最低3日間を乗り切ることができる備えをしているかなどを、相談時のモニタリングを活用しながら、簡易に確認できる方法などを検討していく予定です。

さらに、この「災害対策に関する取組」が、次の「緊急を緊急にしないための取組」へとつながっていくものと考えています。

最後に、「地域生活支援拠点における『体験の機会・場』の取組」は、事業所が各自の体験を無料で実施している現状があり、体験時から報酬が発生するような仕組みが整わないかを検討してまいりました。

さらに、市の障害福祉課が、諸課題を整理した上で、サービス等利用計画案のセルフプランや個別支援計画書を簡易に作成できるフォームを検討しています。体験利用の在り方については、実際の受入れ先となる施設担当者の集まりである国分寺障害者施設担当者意見交換会等の意見をうかがいながら、具体的に今後も取り組む予定です。

次に、「障害児通所支援事業所連絡会」は、高橋委員から詳しく話してもらいますが、当連絡会では、教育との連携や他事業所間のネットワーク構築が引き続きの課題となっています。また、放課後等デイサービス事業所の運営が、開所から10年を経て、当初の利用者も児童から成人へと切り替わる利用者も増えて、成人サービスへの切れ目ない支援の取組が、新たな検討課題となっています。

次に、毎月定例で開催されている「相談支援事業所連絡会」では、児童から成人への切り替えについてのケース検討、ブラッシュアップ研修への参加、相談支援専門員の質の向上等に取り組んでいます。

また、切れ目のない相談支援体制としては、介護保険のサービスへの切り替えも大きな課題となっており、スキルアップ研修Ⅱで介護保険へのサービス調整期間の有効な活用方法についても学んでいます。

児童から成人、成人から高齢者まで、それぞれのライフステージにおける切れ目のない相談支援体制を目指した取組を次年度も継続してまいります。今後の予定についてはスケジュール表のとおりです。

石渡会長：

伊佐委員、ご報告ありがとうございました。「緊急を緊急にしない支援体制」というのが、国分寺市の地域生活支援拠点の大きな課題でもありますが、その典

型である災害時の対応，それから最初の議題にもあった「体験の機会・場」に関していろいろと議論していただきました。それから，先ほど伊佐委員の話にもありましたが，放課後等デイサービスの利用者が成長し，成人していく際の新たな課題も出てきて，これについてハッピーテラス国分寺の高橋委員にお願いします。

高橋委員：

令和4年度の「障害児通所支援事業所連絡会」の活動報告と今後の取組について報告いたします。令和5年2月7日に，第2回の「障害児通所支援事業所連絡会」を実施いたしました。計15事業所が参加し，令和5年度4月の利用状況を含めた事業所の状況について報告いただきました。

児童発達支援事業所，放課後等デイサービスも4月が，新入生が通所を開始する時期となります。事業所によっては，現在15名ほどの待機者が出ていること，通所の希望者が，年々増えている状況であることを共有しました。

通所支援事業所は，平成24年4月，児童福祉法に位置づけられてから10年を経て，未就学児で通所を開始した利用者も，高等学校に進学しました。学年があがるにつれて，支援の充実も図ってまいりましたが，低学年で通所を開始した児童・生徒が，中学生，高校生へと進学しています。18歳以降の福祉的支援を含めた成人の移行を見据えた支援を考えていくことが課題となっています。卒業後の方が，人生としては長い時間があります。

放課後等デイサービスで，保護者との面談の際に，お子さまの将来の自立への不安や悩みが出てくることも多くなり，児童に関わる支援者側が，市内や近隣市の就労支援等について，知らないことがあることを痛感しております。現在，途切れない支援が成人までつながってきているところで，この自立支援協議会の相談支援部会や就労支援部会，また，基幹支援相談センターも支援の連携先として多くの事例をお持ちだと思います。実際にどのような支援に結びついているのか，知的，身体，精神それぞれの障害のある方の支援事例を知ることにより，具体的な理解につながっていき共有できると考えています。そこで，課題や連携の方法などを共有することで，児童部門の我々に今できること，少し先を見通して取り組む必要があることなどを令和5年度の通所支援事業所連絡会の取組の一つとして提案させていただきました。

石渡会長：

高橋委員，ありがとうございました。放課後等デイサービスが地域に広がって，障害があるお子さまをお持ちのご家族にとっては，お仕事を継続できるなど，いろいろなメリットが出てきています。しかし，学校を卒業後，いろいろ課題があるということを皆さまからお聞きしますので，来年度は，就労支援の事業者の方との協力の在り方を検討していただけるということで，ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは，民生委員の小野委員には，お立場上，災害時の避難についていろいろとお抱えのことも多いと思います。この辺りのご意見をお願いします。

小野委員：

先ほどの自己紹介の続きになりますが，私は長年サラリーマンで勤めをして，国分寺市内の自宅と会社を往復するだけで，地元とは全く付き合いがありませんでした。サラリーマン時代は，区部の職場地域の帰宅困難者防災協議会の委員でした。当時，行政からは，「行政は，地域住民しか面倒をみません。帰宅困難者

が何十万人と出ますが、それは民間企業で対応ください。」と言われ、企業等の帰宅困難者については、企業側が対応を決めることになりました。

そのようなことから退職後は、市のまちづくり推進課の「まちづくりセンター」（現在、「まちのデザインセンター」）に在籍して、地元に関わるようになりました。その頃に、市内で最大規模の戸倉自治会の常任相談員が輪番制で自分のところに回ってきて、さらに、地元デビューをしたのが、今回、民生委員として、この自立支援協議会の委員を拝命したことに繋がっております。本日は初回でして、右も左もわからないままに出席させていただきました。

次に、相談支援部会の活動報告で触れられた「避難行動要支援者支援マニュアル」に関してお話しします。民生委員には、直接市役所から「避難行動要支援者リスト」を手渡されます。この名簿は、公開を承諾した人（約 5 割）だけが記載されています。残り 5 割の非公開と申請した人は記載されていません。では、「いざという災害時に、非公開の人はどう確認に行くのか？」と市に尋ねると、「災害発生後に、市の職員が届けます。」との回答です。では、「うちに、市の職員が名簿を届けてくれるにしても、その職員はどこから出勤しているのか？」と聞きますと、「神奈川県内から通勤している」とのこと。いやいや、いざ大震災が発生した直後に、国分寺の市役所に出勤してから、我が家に名簿を届けることができるかという現実的ではありません。

その後、市の担当者は異動になり、他の方が着任したので、同じことを尋ねました。そうしたら、「自転車通勤しています。」とのこと。ところが、災害発生時のどんな時間帯でもすぐに名簿が届くか、となると確実な話ではありません。市内の自治体にも防災会がありますが、それらとも連携しながら民生委員が動いていくことが必要となりますし、「避難行動要支援者リスト」の非公開の方について、ここが今後の課題であると考えています。

石渡会長：

興味深い大事なお話をありがとうございました。国分寺市は、「避難行動要支援者リスト」に登録していても、非公開の方は、災害が発生しなければ、民生委員の手元に届かないということです。また、市の職員の方も動ける方、動けない方がいろいろいるというご意見をお聞きしまして、災害時の支援は悩ましいなど改めて思いました。

高橋委員、小野委員のご意見について何かご質問等の委員の方はおられますか。それでは、相談支援部会の今後の展開について、伊佐委員、お願いします。

伊佐委員

小野委員、ありがとうございました。地域の防災会の方との意見交換や、ネットワークを作っていくことが大切なのだとお聞きしてわかりました。

私たち支援者も、いざ災害が発生した時に、どのように動けるのかが課題になります。また、その災害が何時に発生するのか、日中か夜間か、その時の状況においても全く異なります。まずは、できることから考えていきたいと思えます。具体的には、「避難行動要支援者登録制度」に予め登録されている人の要件を知ること、また対象者でなくても、ご自身が申請したほうが良いという方がいるのであれば、そこを促していくことなどが必要になると思えます。

災害から発生後、3日間は自助でと言われていますが、どれだけの方が準備できているかはわかりません。相談支援専門員は、サービス等利用計画の対象者に

一対一でモニタリングを定期的に行いますので、その際に、災害時の準備について確認することから、まずは小さな一歩ですがやれるかもと考えています。

今後は、自治体の防災関係者等を招いて、防災対策について支援者側も勉強して、国分寺市の災害対策を基本から理解し、災害時の確認の効率さなどを一緒に検討できたらと思います

石渡会長：

伊佐委員，ありがとうございました。防災は待ったなしの対応が求められます。そうかといって、プライバシーを侵害するようなことになってはいけないので、悩ましいところですが、何か共有できる情報はなるべく持っていたほうが、いざという時に動きやすいのだと、お話を聞いて思いました。

防災については、各委員のお立場で、また何か良い提案をしていただけるとありがたいと思いますが、本日はここまでにしておきまして、次に就労支援部会、池田委員からの報告をお願いします。

池田委員

令和4年度の就労支援部会の年間活動報告書は、資料5の4、5ページをご覧ください。今年度の主な取組としては、1.「就労支援に関する地域の課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組について協議」、2.「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク価格表の活用について協議」、3.「商業施設での販売会の充実について協議」、4.「都立武蔵台学園の見学及び関係者による意見交換の実施」、これらのテーマを取組内容として、令和4年度は3回開催をさせていただきました。

まず、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク（以下「お仕事ネットワーク」という。）の「価格表」を完成させて、そのチラシを配布して、PR 活動を行っていくことになっています。既に、市報にも掲載させていただきまして、除草作業の依頼が数件入っていると聞いています。これらの情報共有をはかりながら、今後、価格表を活用することで、障害がある方のお仕事や収入の拡充につながっていければと考えています。

そして、お仕事ネットワークにおける共同受注に関しても、引き続き力を入れていく予定でいます。また、今年度、市内の商業施設での販売会の充実につきましては、ミーツ国分寺様、セレオ国分寺様、nonowa 西国分寺様にて実施しました。見えてきた幾つかの課題がありますので、次年度は、それを基に工夫や改善点を検討し、次回以降の販売会の売上アップにつなげていきたいと考えています。来年度以降も、各商業施設と打ち合わせを継続して、幾つか開催する予定となっていますと聞いています。

東京都立武蔵台学園の見学及び関係者による意見交換は、令和4年 11 月 29 日に開催しました。市内の就労支援事業所が、特別支援学校内の見学や意見交換を行うことで、就労支援事業所への円滑な移行、効果的な実習につなげることを目的として、学校と施設との違いを知る機会となるなど、今後の連携に向けても貴重な機会となっています。

就労支援事業所連絡会は、就労移行支援事業所に限らず一般就労を支援する事業所も参加できるようにしまして、就労支援事業所連絡会に名称を変更して開催しました。

また、地域における実習先の開拓につきまして、地域活性化包括連携協定を結

ぶ国分寺マルイ様にて年間で計4日間、各1名の実習生を受け入れていただきまして、それぞれの実習生にとってとても貴重な経験をさせていただいたと思っています。今後も実習の受入れを了承いただいた企業等の実習については、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてからと回答をいただいています。来年度、今後も実習機会について調整を図る予定です。そのほか、庁内実習などについては、概ね予定どおりに実施していきます。

最後に、農福連携に関しては、農作業などで技術が必要なことを就労支援事業所で受注することは難しいということで、除草、落ち葉清掃、農機具の片づけなどの役務の受注拡大を目指していくという結論が出たため、今年度で作業部会は終了となりました。今後はお仕事ネットワークの価格表を用いて、協議が必要なことについて農家やJAの職員と個別の連携を引き続き続けていくことになっています。

石渡会長： 池田委員，ご報告ありがとうございました。東京都立武蔵台学園の見学がどのように行われるのか期待をしていたのですが，訪問を受けたというお立場になる，山本委員，この見学・意見交換会の様子や成果等について，あるいは今後の在り方についてお考えをお聞かせいただければと思います。

山本委員： 今回，見学いただいたのは，高等部の作業学習，就労に向けての授業でした。作業学習をどのような手だてで行って，どのように評価しているか，また教員の思いを聞いていただきました。特に，生徒が自主的に活動するための工程表やチェック表など，一人ひとりに合わせた教材，道具などが参考になったとの意見を多くいただきました。

それから，その授業で教員が大切にしていること，例えば，生徒の主体性や意欲，コミュニケーション力を育むことなどに共感いただけたことはとてもうれしく思いました。生徒の卒業後，地域の事業所で受け入れていただくにあたって，各事業所で，生徒が実習などをさせていただくのですが，その際に，その事業所の特徴や思いなど，テーマを聞く機会があり，卒業後，実際にその事業所に通所された方のその後の様子をうかがう機会を設けてはいたのですが，回数は多くはなかったということが改めてわかりました。

今回の学校見学では，学校の思いや生徒の様子を伝えることができ，今後も継続できればと思います。今後は，各事業所の様子や思いを受け取っていく機会を学校発信で作っていただければと思います。

石渡会長： 山本委員，ありがとうございました。今後，卒業した後の事業所での様子などをお聞きすることで，相互の連携が取れると，また役割がお互い違ってくるのだとお聞きして思いました。

次は，立川公共職業安定所の成島委員に，特別支援学校との連携ということでいろいろ情報をお持ちだと思いますのでご説明ください。

成島委員： 私ども特別支援学校の就労支援につきまして，簡単にご紹介させていただきます。基本的にはガイダンスを実施しています。就職希望の生徒を年度の冒頭に，学校の先生と状況を確認させていただいています。管轄内には3つの支援学校がありますので，それぞれの学校の先生と状況確認しながら生徒に合った支援を進めています。

毎年7月に、各支援学校よりガイダンスの依頼があります。令和4年度は、9名の就職希望者がおられ、そのほかに、一人就職希望者がおられました。皆さまの内定が決まり、内定率100%となっています。場合によっては、支援学校以外の一般校でも、障害のある方が在籍していますので、個別に対応させていただき、実習先の開拓などの協力も行っています。

石渡会長： 成島委員，ありがとうございました。今，最後に，特別支援学校以外の一般校への訪問も，希望を出された学校にハローワークから出かけるということでしょうか。

成島委員： 一般校の場合は，個別にハローワークに来ていただいて，それから電話で対応します。そういったことで，どのような生徒がおられるか，情報をうかがい，個別に先生と話しを進めていくことになります。実際に訪問して，ガイダンスを行うのは特別支援学校になります。

石渡会長： 成島委員，ありがとうございます。働くということは，障害者にとっても，やはりとても大きな意味があると思います。ぜひ，ハローワークや学校との連携が強化されて，就労につながる方が増えると良いと思いました。

寒川委員が，現在，就労に向けた活動をされているとお聞きしたのですが，今の体験から就労支援について，考えることなどお話しただけでしたら，よろしくをお願いします。

寒川委員： 私は，今回就労移行支援の2度目を使わせていただいています。

1度目は，今から10年ほど前で，自宅での長い医療生活から何とか抜け出したい一心で，体調の安定等も目標にした就労トレーニングを行っていました。

その後の通所は継続できたのですが，体調不安が大きく，断念してしまいました。今は体調が安定して，子どもとの今後の生活を維持するために，もう一度チャレンジしてみたいと思い，利用を考えましたが，2度目だったので，利用できないと思っていましたところ，丁寧な聞き取りをしていただき，許可をいただいたことは，これからの生活に意欲や希望を見いだせたと感じています。

また，子ども家庭支援センターの方に派遣していただいた，子どもの見守りも通所の時間の際に入っただき，安心して訓練に取り組むことができています。就労移行支援を利用した感想では，同じ目標を持った仲間たちがいますので，私にとって通所をし続けるモチベーションを保つのに心強い環境となっています。また，スタッフの方が就労に関する専門的な知識がありますので，訓練の取り組み方のアドバイスを受けることができ，体調と訓練のバランスについても柔軟に対応していただけることも，安心できる通所の環境だと感じています。

就労後の定着支援の制度ができたことも，とても良いことだと感じています。ただ，思うことは，一般就労を目指して取り組んでいます，就労先には社会の中で自分の居場所を見つけたいという思いもありますので，通所と就労だけを目指しているのではないのではないか，と自分の気持ちでは思っています。

10年前は長い療養生活から，入院経験から何とか立ち直りたい，立ち直るきっかけがほしいと思って利用を決心しましたが，それは私だけではなかったようで，周りの利用者の方にもいました。ここで働くのが初めてでうれしいという方もいて，その気持ちにとっても共感したのを覚えています。療養生活から地域や社

会へ踏み出すための利用や、体調が整い一般就労に向けて技術習得に向けた訓練が叶ったことはとても手厚い支援だったと思っています。それでも、自宅から社会に一步踏み出すための行き場所は、就労移行だけではなく、それ以外の形態の事業所の存在も私たちにとってはとても必要で大切な場所だと思っています。日常のよりどころであり、安心して生活を送り、周囲の人たちとのつながりの中で生きる意欲が生まれ、自分らしく生きることのできる場所が何より大切だと思っています。成果に力点を置くことも必要になりますが、何より一人ひとりにとって社会の中での居場所となり得る時間と場が大切だと思っています。今回、2度目の利用を通して、これまでの経験をたくさん思い出しました。そのなかには精神科病院で長期に入院している方も、退院してまた働きたいという方が多くおられましたので、利用者の方にはこれからも多様な役割を提供していただけますよう、お願いします。

就労支援の多様な機能がこれからますます私たちにとってなくてはならない存在になると思っていますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

石渡会長：

寒川委員、ありがとうございました。今回の就労移行支援事業の利用は2回目ということで、10年も前に一度体験されておられるとお聞きして、やはりこの10年間にいろいろな体験をされたことが、また新しい今の体験につながっているのだと感じました。一つは、お子さまお二人を見ていただくような支援を受けながら通っておられて、障害当事者の支援だけではなく、家族を支える包括的な支援も連動しながら、というところになるほどと納得しました。それから、寒川委員が話されたなかで、働くことも大事だけれども、働くことに前向きになるためにも日頃から心が通じ合う、つながっている仲間がいるということで、就労支援だけではない支援がまたご本人にとってもとても大事だという、いろいろと気づかされるご意見をいただきました。今、就労支援に関わっていろいろお話を聞いたのですが、この件に関して、国分寺市身体障害者福祉協会の佐々木委員にお願いします。

佐々木委員：

就労支援部会の活動はいつも一生懸命で、私たちも助けていただいています。身体障害者の方は一般の仕事をなさっている方が多くおられて、毎月1回役員会を行うのですが、ゲストでお仕事をされている方や、身体障害があっても一般就労している方などの交流等もあり、いろいろなお話を聞くことができます。

コロナ禍で一つ良いことがあって、それは、就労支援がオンラインでもできるようになったことです。支援者も在宅ワークで就労支援を実施し、事業所にも収入があるので助かるそうです。全国的にも、オンライン形式で就労移行支援を行う事業所が増えて、私どもの協会からもそれらの事業所に連絡を取り、どのような仕事ができるのか、企業等とどのようなつながりがあるのか、ヒアリングを続けているところです。

身体障害のある方の中でも、特に、視覚障害者は通勤が難しい上に、社内の空間を把握するためにも支援を要します。例えば、水飲み場やトイレの位置など、いろいろな課題が出てきます。それでも今は、パソコンが音声ガイドをしてくれますし、パソコンを使った仕事が、在宅ワークで可能となっています。

また、会員には、内部障害のある方もおられます。雇用を生み出す、既存の就

職活動や就職先を紹介するだけでなく、例えば、国分寺市内の社会福祉法人や市役所などから、情報を発信して、どこか雇用ができないか、市の商工会などとも連携して、何とか市内でこういう在宅の仕事を生み出せないか、検討していただけると助かります。

それから、ハローワークの方のお話を聞き、とても親切に、お世話になってありがたく思っています。良い情報を持って来てくださり、親身になってくださりうれしいです。

石渡会長： 佐々木委員、ありがとうございました。コロナ禍、在宅でテレワークができるようになったという話は報道でもよく聞くのですが、今、佐々木委員が話されたことは、就労のための訓練がオンラインで実施されているのでしょうか。

佐々木委員： 私は就労支援の事業者ではないのですが、これまでの就労支援は事業所内で、就労の訓練をしていたのですが、コロナ禍以降、在宅支援としてオンラインで就労の訓練を行い、また、eラーニング等で、ビジネスマナーや Word, Excel 等の技術訓練をしているそうです。利用者は、実施主体の事業所に通う必要がなく、職員が利用者宅に出向き、出張で訓練することも可能だと聞いています。

毛塚委員： 私も相談支援専門員として働くなかで感じることは、オンラインで支援する就労の事業所数は増えたが、自治体がサービス報酬を出すかは別であり、事業所は増えた一方、それを就労の訓練とするか否かの判断が、課題となっています。

石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございます。コロナ禍以降、大学の授業もオンライン講義が続いており、就労支援に関しても、オンライン形式でやることも当然できるだろうと思いました。しかし、それを訓練として事業をやっていると認めるか否かは、公には判断ができていないという課題もあるだろうと思います。

毛塚委員： 自治体の判断が明確に分かれるので、課題の一つとして取り上げることも必要だと考えています。

石渡会長： なるほど、新しい流れもいろいろ情報提供していただきました。委員の皆さまのご意見も含めて、池田委員からお気づきのことがあればお願いします。

池田委員： さまざまなご意見ありがとうございます。就労移行支援事業所連絡会は、就労移行支援事業所に限らず、一般就労を支援する事業所（就労継続支援 B 型）も参加できるようにし、就労支援事業所連絡会に名称を変更して開催しました。

就職までの手順として、以前は、就労移行支援事業所や職業訓練校、または自身で就職活動をしてきたなかで、昨今は、就労継続支援 B 型事業所の支援を受け、各種関係機関を使って就職を目指されている方が増えてきたと感じています。一人ひとりに合わせたプログラムで就職に向けてのサポートを受けられる体制ができつつあるのだと思っています。

特別支援学校を卒業後、就労継続支援 B 型事業所や福祉的就労を目指す方もいれば、一般就労を目指す方もあります。一人ひとりにとって、一番居心地が良い居場所になるような働き方、選択肢、そういった意味での就職、就労、働き方についても本人にとって、それぞれの考え方や適切な、働きやすい働き方というのを選択できることが一番良いと考えています。

今回、さまざまな情報をいただけたのはとても良かったと思います。今後、特別支援学校やハローワーク等関係機関との連携を強化していきながら、今後もさ

さまざまなサポートをさせていただければと思います。

石渡会長：

池田委員，ありがとうございました。佐々木委員もお話された，ICT（Information and Communication Technology「情報通信技術」）を活用することで，新しい働く場の機会ができています。また，寒川委員がお話された，働くことと居場所，生きがいの兼ね合いについては，一人ひとり違って，その支援などもいろいろ工夫されているのだと，池田委員のお話をいただきながら思いました。

それでは，次に，精神保健福祉部会の報告を毛塚委員からお願いします。

毛塚委員：

令和4年度の精神保健福祉部会の年間活動報告書は，資料5の6ページをご覧ください。今年度の部会の主な取組の説明は，割愛させていただきます。

成果・活動から見えてきたことは，資料5の7ページ，課題整理も含めて掲載しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」において，重要な支援要素となる地域生活支援拠点の機能の充実に向けて，本会全体で「体験の機会・場」に関して，共同生活援助等における利用の有効性を検討し提案を行いました。引き続き協議を重ね，地域生活支援拠点機能への反映を目指します。

次に，地域生活支援拠点機能の「体験の機会・場」の提供として，引き続き入院している市民の方も取りこぼさないという視点から，入院している方への体験の機会・場にもなる，という提案をさせていただきました。入院している方が多い近隣市の病院関係者にもご意見をいただき，この件に関して期待を寄せていただいているところです。

8050 問題に関して，障害福祉分野と高齢福祉分野にまたがる緊急時の支援について，事例を基に協議を行いました。日頃の医療との連携や緊急事態に備えたアセスメントと対応方法の情報共有が大切である，というご意見をいただきました。また，支援者間で顔の見える関係を構築できている場合は，緊急事態の発生時でも比較的スムーズに対応ができていることを確認し，平常時から顔の見える関係の構築，お互いにどのように考えを持てるか，腹の見える関係までになると，緊急事態が発生しても，支援が滞りなく進むのではないかと日頃から関係を作っていくことは改めて重要であるという確認をしました。

普及啓発に関しては，前回の全体会でも報告しましたが，高校の保健体育の教科書に，精神疾患やそれに関する記述が40年ぶりに復活したことから，今後は，国分寺市でも精神保健福祉に関する普及啓発の機会がもてるようにと考えています。また，引き続き，養護教諭の定期会合等へ部会メンバーを派遣し，若年層への普及啓発の拡大をはかっていきたいと思っています。

また毎年，当事者の方から，地域での生活の実情や課題，ニーズを直接ヒアリングしています。そこで聞き取ったことは，相談先が増えてきているので，困った時の相談先がわかりやすく整理された情報が求められているということです。そして，日常における居場所がもっとあれば，特に，寒川委員がお話されていたように，ピアの活躍の場，当事者が社会の役割を持てる活躍の場を検討してほしいとの話をいただきました。やはり，ヒアリングを通じて，私たち支援者からは見えない視点の話をご意見としていただけるので，今後も継続していきたいと思っています。

さらに、地域移行に関しては、地域移行等支援連絡会を毎月開催して、長期入院中の国分寺市民の方の実態の把握に努めています。そのため、市民が多く入院されている近隣の病院に訪問し、病院の常務理事やソーシャルワーカー、作業療法士とも協議を重ねることで病院とのつながりを強めているところです。また、個人情報にも配慮しながら、部会として地域移行を進めていくケース検討を行っています。今後、地域と医療がどのように連携を組めばスムーズに地域移行ができるのかについて、好事例集等を作成して共有できるように、次年度も取組を継続していくことを確認しています。

そして、先ほどご提案のあった「退院支援意欲喚起」のツールについて、今年度は、グループホームの紹介動画を作成しました。基幹相談支援センターのネットワーク研修に講師として参加いただいた3病院にお渡しし、それらの病院関係者からも、ツールのビデオがコンパクトにまとまっている情報動画であるという高評価をいただきました。入院している患者さん以外にも、精神科医、看護師、病院職員等に、地域移行の状況を伝えることができるツールとして利用できるのではないかとコメントがありました。次年度は、病院以外でも活用できる続編を製作したいと検討しています。

先ほど、寒川委員からもお話があった「退院支援意欲喚起」については、お話をさせて頂いたように病院スタッフ、また地域の支援者の退院支援意欲喚起としても活用できるツールとして、続編も準備しています。貴重なご意見をありがとうございました。

以下、今後の活動予定は、資料に書いてありますのでご覧ください。最後に、国分寺市でも、他市と変わらず 8050 問題が顕在化してきています。各機関の連携も引き続き行っていきながら、精神保健福祉の普及啓発として、他領域との交流も推進していければと思っています。

石渡会長：

毛塚委員、ありがとうございました。国分寺市の精神保健福祉部会が、実に多彩な活動を複数の視点から行っていることを実感しました。地域移行には、多様な課題があります。今日では、地域の支援の中では 8050 問題も、重要なテーマになっています。地域包括支援センターの長畑委員、高齢者の支援に関わっているお立場からご意見ををお願いします。

長畑委員：

毛塚委員からも話題提供がありました 8050 問題は、高齢福祉分野でも大きな地域課題になっています。当センターのケースですが、高齢の親の虐待ケースとして発見され、不適切な介護環境、身体的、心理的な虐待を含めて見受けられました。

この場合、高齢福祉分野で、虐待の個別ケース会議という関係者での会議体がありますが、50 歳代の子の支援に関して、極めて早い段落で、基幹相談支援センターが介入して、高齢福祉分野と障害福祉分野の役割分担が円滑にいきました。実は、これは地域課題にもなっており、例えば、子が支援を必要とせず、手帳も保持していない、通院していないため診断名もない、こういうケースが地域に多く見受けられます。

この場合、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーが 50 歳代の当人とご家族の支援を両輪でやっているケースが増えています。このような背景があり、

本ケースに関しては、基幹相談支援センターが支援に介入したことで、条件にとらわれずにフラットな状況から丁寧にアセスメントがされたモデル・ケースとして、地域包括支援センターとしても、引き続き協働できればと考えています。

石渡会長： 長畑委員，ありがとうございました。支援の手が届きにくい方たちも多いなか、基幹相談支援センターと連携してやっているというのは、国分寺ならではのネットワークだと思いました。そこで、次に、障害福祉分野の支援に関わられる矢部委員にお話をうかがいます。

矢部委員： 私どもの事業所でも、現在、8050 世帯の支援で、子から母への虐待が認められたケースの支援をしています。50 歳代の子は、働かずに長年自宅で過ごし、母と同居していましたが、母の施設入所を機に、独居生活になった方でした。

支援にあたり、関係者会議が開催されて、基幹相談支援センターや権利擁護センターこくぶんじ（以下「権利擁護センター」という。）、障害福祉課、生活福祉課のほか、外部のコンサルタントにも加わってもらい、支援者の役割分担をしました。本人の経済的な不安に寄り添い、今後の生活の見通しを立て、私たち支援者が、どのような支援を組み立てていけば良いのかが明確になり、それぞれの支援者が安心して支援に取り組む体制をつくることができました。

このように、高齢福祉と障害福祉の分野が連携して、利用者の安定した地域生活を支えさせていただいています。まだ至らない部分もありますが、地域で連携しながら支援を進めていけたらと思います。

石渡会長： 矢部委員，ありがとうございました。高齢福祉と障害福祉分野がつながって、世帯ぐるみの支援ができていくということを改めて感じました。昨今、各々の分野を越えた、重層的支援体制整備事業ということが、社会福祉法の改正も含めて話題になっていますが、この事業を担うお立場として、国分寺市社会福祉協議会の北邑委員にご意見を聞きます。

北邑委員： 社会福祉協議会の事業の一つ、権利擁護センターの「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」では、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を行っています。

今回のケースでは、ご本人の意向を確認の上、この事業を活用いただいて、定期的な支援に入ることになりました。

地元の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、計画相談を立てる相談支援専門員などと連動しながら、ワンチームで対応する支援活動を展開しているところです。つまり、我々の社協も一つの役割を担い、各機関がそれぞれの役割を相互に理解しながらサポートの一員として機能していると感じています。

このような重層的支援体制整備事業は、令和5年度から正式に施行し、地域福祉コーディネーターが担う事業となります。今回のケースについては、重層的支援体制整備事業の中で、いわゆる個人情報ネックになっているケースについても、支援会議またはご本人の同意をいただいた場合は、重層的支援会議という協議体を設けることができます。また、権利擁護に関する支援方針については、権利擁護センターでも支援検討会議を毎月開催していますので、会議の中で、関係者の皆さまと協議をして、各々の方針について定めていけるように取り組んでい

るところです。

石渡会長：

北邑委員，ありがとうございました。相談の体制もいろいろと変わって，地域のニーズにに応じているのだと思いました。そこで，法律の専門のお立場で石井委員，日弁連として，ストップ強制入院と掲げて，精神障害の方の地域移行支援についても検討してくださっていますが，情報提供いただけることがありましたらお願いします。

石井委員：

まず，刑事事件についてです。法律に触れてしまう方の中には，精神的な障害のある方が，非常に多く含まれています。現実には，刑務所に入っている方のうち，4割程度は，何らかの障害をお持ちと言われています。多摩地域の弁護活動としては，拘束された人，逮捕・拘留された方の弁護にあたる弁護士名簿が幾つか存在します。その中には，精神に障害のある方を対応する弁護士の名簿というのもありまして，捕まってしまった方に，明らかに精神障害があると，その当番や国選が選任される際に，それらの専門の教育・研修を受けた弁護士が派遣される制度ができています。その際の弁護は，その該当弁護士がやるのですが，やがて，地域にまた戻らなければいけないので，その戻る際には，地域の社会福祉士などと協力をして，ある程度，地域で受け入れ体制をつくるという支援，そこまでするようになっています。

精神科の方の身体拘束等の課題として，長期の入院があり，これも多摩地域では精神科からの退院支援というプロジェクトチームがあります。そこでも，研修を受けた退院支援チームに入っている弁護士が，入院中の患者から，病院から退院したいのにできない，という相談を受けた際に，該当する精神科病院に派遣されて，患者が退院できない理由を医師に確認するほか，該当する地域に戻るための支援をするという活動をしています。

ただし，マンパワーが十分ではないところがありまして，手厚い支援をしているかと問われると，まだまだだと思っています。弁護士会としては，人権擁護という観点から，長期入院は，なるべく避けるべきだという立場で，できる限りの支援をしているところです。登録の弁護士も数が少ないので，退院支援についてもこれからもっと拡充していかなければいけないと取り組んでいます。

石渡会長：

石井委員，ありがとうございます。司法分野で，関わりを持ってくださり，また，マンパワーが少ないということですが，動いてくださっている弁護士さんのパワーはすごいと思うことが多々あります。

それから，精神障害の方の支援という立場では，保健所の方の活躍というのは大きいと思うのですが，保健所のお立場から倉下委員にお話しをうかがいます。

倉下委員：

今まで相談で電話がつながっていた方が，コロナ禍で，全くつながらなくなってしまったり，逆に，2年ぶりにそろそろ良いですか，と電話をいただいたりして，地域の方にいろいろご心配をおかけしてしまったという3年間でした。

今日のご意見をうかがい，学校の教育が変わってきたなかで，やはり高校生の子が相談に来て，精神科の受診のハードルが高く，その高校生の手元に保険証もなく，どうしたら良いのだろうという電話相談は以前からありました。昨今は，保護者への説明が随分しやすくなり良かったと思っています。それから入院の話ですが，保健所は，相談でも家族からの相談が一番多いので，ご家族の方と

何か糸口はないか、何かご本人にお困り事はないか、それから実際には会えないのですが、お家まで行ってご様子を見て、何とか本人の姿が見えないか、もし、お見かけしたら「こんにちは」と話をする事によって、「どうですか？」と声をかける人がいる、まずは、そんなところからつながって、ご相談につながらないか地道にやっているのですが、実際には命がかかっている状況になったら、さでどうしたものか、悩ましいところだと考えながらやっています。

それから、地域の生活を紹介する動画を私も拝見しました。病院の方が地域の施設や暮らしぶりと一緒に見て、入院中の患者さんと地域での生活について話せることはとても良いと思ったので、続編も含めてとても期待しています。

石渡会長：

倉下委員、ありがとうございました。保健所はこの3年間、コロナ禍の対応に振り回されてきたと思うのですが、障害分野の支援も引き続きよろしく願いします。毛塚委員、今までいろいろお聞きになって、感想等いただけますか。

毛塚委員：

皆さまからご意見をいただき、ありがとうございます。所感になりますが、精神保健福祉分野に限らず、昨今の障害当事者の方の支援は、ご家族を含む世帯支援であるということが、再度注目されている印象を持ちます。この自立支援協議会において、精神保健福祉部会は、精神障害に関わることを考える部会として成り立っていますが、私たち部会の考えていることが、国分寺市全体の障害の根幹の一つになる、と言うと過言かもしれませんが、精神保健福祉部会での取組が、他のどの障害の分野にも活かせるということで、これらのツールや議論をご活用いただきたいと思います。今後も、精神保健福祉部会での議論を進めていきたいと思ひます。

そして今日、再び、精神障害者のある方を含む障害のある方の人権問題が注目されています。本来なら、それが問題視されること自体が、課題であると思うのですが、今年に入り、八王子市の滝山病院の事件が、クローズアップされました。

また、8050 問題において、ご本人自身が望まない支援に関わる支援者が判断する可能性があるかもしれません。そのようなことを含めて、ご本人が自分で選択できるような関わりが持てるように、支援者として常に考えていく必要があります。それらを踏まえて、この精神保健福祉部会でも、そこを地域課題の一つとして取り扱っていききたいと考えています。

さらに、それらに関しては、ピアサポーターの方の役割と活躍の場の拡充が大事であると考えます。ピアサポーターの方が、体験の機会・場でも活躍できる、かつ、ほかの分野においても活躍できるような、活動の展開を精神保健福祉部会として提案していけたらと思ひます。そうすることで、人権意識の輪が広がり、障害のある方も積極的に役割が担える。地域包括支援センターも含まれますが、高齢分野も含めた広義での「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が文字通り達成できるのではないかとと思ひます。ここは、次年度も引き続き、精神保健福祉部会として取り組んでいききたい点です。

最後に、人権の話が続きますが、先ほどの滝山病院の暴力事件では、私が知る限り国分寺市民の方はいないということでしたが、それで良かったということではなくて、もしかすると近隣市の方でサポートを要する方がいる、そういった方

にも国分寺市がモデルとなって何か協力できるような姿勢を見せるということも大事だと思います。今後、このような事件を繰り返し生じさせないために、どのようにしていけば良いかをこの自立支援協議会でも一丸となって考えていく必要があると思います。

石渡会長： 毛塚委員，大事なところをまとめていただきありがとうございます。
次第の三番目「報告等」です。基幹相談支援センターの令和4年度研修等実績についてお願いします。

銀川委員： 資料6をご覧ください。令和4年度に基幹相談支援センターが実施した研修の実績報告になります。今年度もコロナ禍ではありましたが、相談支援専門員のスキルアップと地域ネットワーク構築の場を提供する研修は、全て予定どおりに行うことができました。これも皆さまのご協力があったからこそ、と感謝しています。今日は時間の都合上、お手元の資料を見ていただければと思います。よろしくお願いします。

石渡会長： 国分寺の質の高い支援に対する基幹相談支援センターの果たす役割や研修の意義がとても大きいと感じています。次年度もよろしくお願いします。
それでは、次に、「自立支援協議会のニュースレターNo.12の発行について」、事務局からお願いします。

事務局： お手元に、自立支援協議会のニュースレターNo.12をお配りしています。
今回は、市内の児童発達支援事業所のご紹介です、よろしくお願いします。

石渡会長： 次に、ニュースレターにも掲載されました児童発達支援事業に関して、前田委員から、国分寺市の児童発達支援センターの設置についてお願いします。

前田委員： 国分寺市の児童発達支援センターの設置についてお話しさせていただきます。
第6期障害者福祉計画、及び第2期障害児福祉計画をはじめ、市の関係各所の計画の中で、令和6年度に1か所の設置を目標としています。
そのなかで、国分寺市としての方向性が決定しましたのでご報告となります。現在、国分寺市には、児童発達支援事業所の一つとして、「こどもの発達センターつくしんぼ」がありますが、既に地域に根差し、児童の発達支援の中核的な施設として、センター的な機能を有しています。そのことから、現在の施設を児童発達支援センターの指定基準を満たすように人員の整備、及び施設の一部の改修を経て、さらに地域支援の機能を拡充することで、令和6年度内に、児童発達支援センターへの移行をはかっていきます。

なお、相談支援事業所については、民間の力を借りて、運営形態を変更して運営してまいります。

石渡会長： 前田委員，ありがとうございました。発達障害の支援は、ますますニーズが高まっていますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、4番目に情報提供ということで、地域活動支援センターつばさの市民福祉講座について、これは伊佐委員にお願いします。

伊佐委員： 毎年、4月2日は国連が定める世界自閉症啓発デーです。またそれに合わせて、日本では、4月2日から8日は発達障害啓発週間となっています。障害者センターでは、4月8日に市民福祉講座として、『発達障害のある人の自立』～育ちの過程での生きづらさやつまずきを知る～を企画しています。

講師に、こどもと家族のメンタルクリニックやまねこの院長・田中哲先生をお招きします。田中先生は、障害者センターの発達障害の情報交換会等、勉強会やアドバイザーとして毎年関わっていただいている先生です。それと同時に、市内の障害者福祉団体の方に、ゲストスピーカーとしてお越しいただきます。

国分寺市手をつなぐ親の会、「発達障害者の親」の会 なのはな会、国分寺あゆみ会をはじめ各家族会の方もお招きしていますので、皆さま、お忙しい時期だと思いますが、ぜひご参加ください。

石渡会長： 伊佐委員，ありがとうございました。4月2日の自閉症啓発デーでは、各所でさまざまな企画が開催されますので、併せてよろしくをお願いします。

それでは、5番目、事務連絡ということで、来年度の日程について事務局からご説明をお願いします。

事務局： 資料7をご覧ください。次年度も本自立支援協議会は、年3回の開催を予定しています。これまで、会議時間を2時間と設定していましたが、毎回、十分にご意見をいただく時間が取れず、今回も終了時刻を延長していますが、終了時刻を過ぎることが多く、次年度より会議時間を2時間30分とさせていただきます。

ただし、必ずしも2時間30分会議を行うというわけではなく、長くても2時間10分から15分程の予定でタイムスケジュールを組み、会議の時間が2時間30分を超えることがないようにします。お忙しいところ、ご負担をおかけして申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくをお願いします。

石渡会長： 本会は、国分寺ならではの貴重な実践をお聞きできるので、貴重な機会だと思います。次年度も、またどうぞよろしくをお願いします。

では、これをもちまして、自立支援協議会を終了します。長時間ありがとうございました。